

【別紙 10】利用料金の設定

1. 貸館における基本料金の設定について

- ・各室の基本料金を適宜設定する。なお、その基本料金は事業者の提案とするが、上限は下表のとおりとする。

【大ホール・小ホール・多目的室の基本料金の上限】

単位：円（税込）

室名	基本料金の上限 平日午前 (9時～12時)	基本料金の上限 平日午後 (13時～17時)	基本料金の上限 平日夜間 (18時～22時)	基本料金の上限 平日全日 (9時～22時)
大ホール	37,200	62,000	74,400	164,900
小ホール	10,500	17,500	21,000	46,500
多目的室	7,200	12,000	14,400	31,900

【創造・交流支援系部門諸室等（多目的室除く）の基本料金の上限】

単位：円（税込）

室名	基本料金の上限 (平日1時間当たり)	室名	基本料金の上限 (平日1時間当たり)
音楽スタジオ1	740	創造支援室C1	810
音楽スタジオ2	350	創造支援室C2	810
音楽スタジオ3	350	創造支援室C3	240
創造支援室M1	480	創造支援室C4	240
創造支援室M2	290	創造支援室C5	110
創造支援室M3	290	創造支援室C6	110
創造支援室D1	1,950	創造支援室A1	400
創造支援室D2	970	創造支援室A2	240
創造支援室D3	480	和室(大)	440
		和室(小)	270
		キッズルーム	290

2. 貸館におけるその他料金設定について

- ・大ホールについて、中ホールの利用（1階客席利用）の利用料金を適宜設定する。なお、その料金は事業者の提案による。
- ・大ホール及び小ホールについて、準備又は練習のために利用する場合の利用料金を適宜設定する。なお、その料金は事業者の提案による。
- ・大ホール及び小ホールについて、準備のために舞台のみを利用する場合の利用料金を適宜設定する。なお、その料金は事業者の提案による。
- ・大ホール及び小ホールについて、冷暖房施設を使用する場合の利用料金を適宜設定する。なお、その料金は事業者の提案とするが、上限は基本料金の50%とする。
- ・大ホール、小ホール及び多目的室について、入場料を徴収する催事で利用する場合や、入場無料であっても商業・営業またはこれに類する目的で利用する(商業宣伝利用)場合は、概ね以下の区分に応じて利用料金を適宜設定する。なお、利用料金の設定は事業者の提案とし、上限は基本料金の200%とする。

入場料が1～1,000円の場合

入場料が1,001～3,000円の場合（商業宣伝利用）

入場料が3,001～5,000円の場合

入場料が5,001円以上の場合

- ・創造・交流支援系部門の諸室等（多目的室以外）についても、商業・営業またはこれに類する目的で利用する（商業宣伝利用）場合の利用料金を適宜設定する。なお、その料金は事業者の提案とする。
- ・全ての諸室について、土・日・祝日の利用料金を設定する。なお、その料金は基本料金の125%とする。
- ・全ての諸室について、使用者が市外居住者である場合の利用料金を設定する。なお、その料金は基本料金の150%とする。
- ・全ての諸室について、時間を超過して使用する場合の利用料金を適宜設定する。なお、その料金は事業者の提案とする。
- ・上記以外の諸室（楽屋の会議室利用を含む）や、附属設備、備品の利用料金を適宜設定する。なお、その料金は全て事業者の提案による。
- ・エントランスロビー兼ギャラリーを市民の展示などに利用する場合、またはそれ以外の場所に展示スペース等を設けた場合の利用料金は、その場所、面積、利用方法などを定めたくうえで、利用料金を設定する。なお、その料金は全て事業者の提案による。
- ・大ホールや小ホールなどについて、利用者の利便性に配慮し、施設利用料金と附属設備利用料金をセットにした金額などを設定する。なお、その料金は全て事業者の提案による。